

2025年10月21日市長定例記者会見 資料1

## 未来のあんしんに向けた取組「エンディングプラン・サポート」の開始

### 1 要旨

・静岡市では、高齢者の皆さまの“もしも”のときの疑問や不安を解消するとともに、次の世代に向けて何かを残したいという思いに寄り添うことで、誰もが安心して過ごせるまちになるよう、「未来のあんしんに向けた取組」を進めています。

【未来のあんしんに向けた取組】 ※2024年10月25日市長記者会見で発表。別紙参照

- ① 終活情報の登録・伝達…2025年4月～。本人情報の事前登録により、シニア世代の“もしも”のときに備える取組
- ② 現金/不動産の生前寄附・遺贈寄附による次世代を担う人々の子育て・教育等への支援、文化財・まちなみ保存への支援…2024年12月～。次の世代に向けた“思い”を支える取組
- ③ エンディングプラン・サポート…シニア世代の“最期”を支える取組

・このたび、新たに③エンディングプラン・サポートの準備が整ったことから、11月4日(月)より、相談受付を開始します。

・エンディングプラン・サポートは、高齢者の皆さまが終活支援優良事業者と締結する契約(葬儀、家財処分など死後事務に関するもの)に関して、市が、「事業者による死後事務が終了するまでの一連の過程」を見届けるなどのサポートを行い、高齢者の皆さまの未来のあんしんを高める取組です。

### 2 「未来のあんしんに向けた取組」の背景

・静岡市では、高齢化率の上昇、高齢者ひとり暮らし世帯の増加、50歳時未婚率の上昇等により、高齢者の皆さまに“もしも”のことがあったときに、従来の家族・親族頼みの対応では困難なことが多くなっており、今後、こうした状況がますます深刻化することが見込まれます。

・静岡市が2022年度に行った調査(※)によると、孤立死を「身近な問題だと思う」、「やや身近な問題だと思う」と回答した割合が61.5%となっています。また、認知症等で判断能力が不十分になった場合や死が近い場合に備えた意思表示について「必要性を感じるが、決めていない」と回答した割合が46.7%となっています。

・これらのことから、自らの最期について不安を感じる一方で、終活に踏み出せていない高齢者の方が多くいることがうかがえます。

・高齢者の皆さまが抱えているこうした状況を踏まえ、静岡市は、高齢者の皆さまの“もしも”のときの疑問や不安に寄り添うことで、これからの人生を自分の希望どおりの生き方ができるよう、「未来のあんしんに向けた取組」を開始しました。

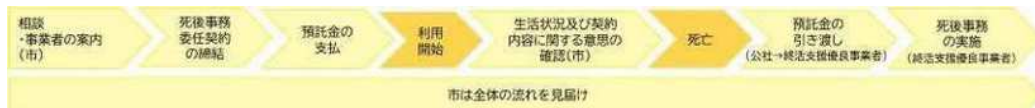
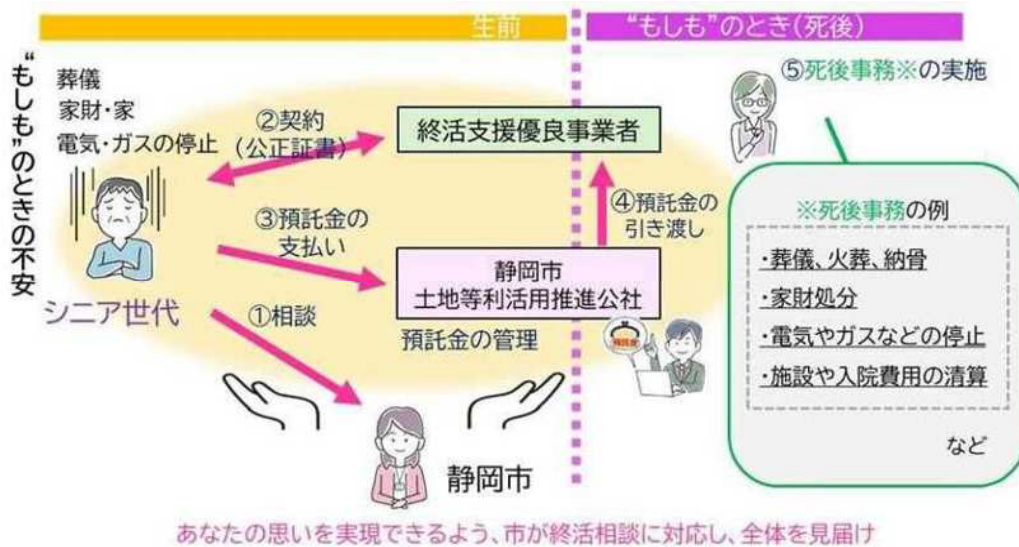
(※)令和4年度第10期高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画作成に向けた実態調査報告書(静岡市介護予防・日常生活圏域二ーズ調査/在宅介護実態調査)

【次頁あり】

### 3 エンディングプラン・サポート

- ・市が終活支援を進める中で、「独り身の自分が亡くなった時、葬儀や家財処分などが、事業者と契約したとおりの対応がなされるのだろうか…」、「頼れる親族がないが、どうしよう…」といったお声がありました。
- ・市では、高齢者の皆さまが安心して終活支援事業者を利用できるよう、市の基準を満たす事業者を認証する「静岡市終活支援優良事業者認証事業」を実施しています。
- ・このたび、市の関与をさらに一歩進めて、終活支援優良事業者及び静岡市土地等利活用推進公社と連携し、新たな取組として「エンディングプラン・サポート」を開始することとしました。
- ・今回の取組は、市が、皆さまからエンディングプラン・サポートの利用についての相談を受けます。また、高齢者の皆さまが終活支援優良事業者と死後事務委任契約を締結した場合は、死後事務が終了するまでの一連の過程を見届けるなどのサポートを行い、高齢者の皆さまの“もしも”のときの疑問や不安の解消を目指します。この際、終活支援優良事業者との死後事務委任契約書は、公正証書で作成します。
- ・また、高齢者の皆さまが終活支援優良事業者との契約後に判断能力が不十分になったときには、成年後見制度(※)の利用等、関係機関の支援につなげます。

(※)高齢者が認知症などで判断能力が低下したことにより、契約などの法律行為ができず、サービスを受けられなかったり、財産侵害を受けたりすることがないように、家庭裁判所から選任された成年後見人等が法的に支援をする制度



- #### 安心感を高める5つのポイント
- 1 市、終活支援優良事業者及び公社が連携してあなたの終活をサポート
  - 2 市の基準を満たし認証を受けた「終活支援優良事業者」が死後事務を実施
  - 3 市の外郭団体である公社があなたの預託金を確実に管理
  - 4 契約内容が本人意思に基づくことを明らかにするため、契約書を公正証書で作成
  - 5 あなたの思いを実現できるよう、市が終活相談に対応(遺言や寄附・遺贈の取扱いについても案内)し、全体を見届け

## (1)エンディングプラン・サポートの利用の流れ

- ① 利用を希望される方は、静岡市(安心感がある温かい社会推進課)に、ご相談ください。

静岡市は、終活支援優良事業者を紹介するとともに、利用希望者と事業者の死後事務委任契約の締結に向けた話し合いをサポートします。

終活支援優良事業者…静岡市では、高齢者の皆さまが安心して終活支援事業者を利用できるように、市が定める認証基準を満たす事業者を「終活支援優良事業者」として認証(2025年10月21日時点で2者※)しています。

※社会福祉法人まごころ、合同会社 Welbie(ウェルビー)

死後事務委任契約…利用者自身が亡くなった後の葬儀や納骨のほか、家財処分、電気・ガス料金や施設・入院費用の清算などの事務手続きを、第三者に委任する契約のこと。

- ② 利用希望者と終活支援優良事業者は、公正証書により死後事務委任契約を締結します。利用者は必要に応じて遺言書も作成します。

公正証書…公証人が個人等から依頼を受けて作成する公文書で、高い証拠力と執行力を持ちます。エンディングプラン・サポートでは、契約内容が本人意思に基づくことを明らかにするため、契約書を公正証書で作成します。

- ③ 利用者は、死後事務委任契約の履行のための経費を、市の外郭団体である「静岡市土地等利活用推進公社」に預託します。公社は、皆さまから預かった預託金を確実に管理します。

静岡市土地等利活用推進公社…静岡市が100%出資する一般財団法人で、市との「未来のあんしんに向けた取組の推進に関する協定」に基づき、空き家の利活用及び死後事務委任契約における預託金の管理を行います。

- ④ 利用者が亡くなった後、終活支援優良事業者は、静岡市土地等利活用推進公社から預託金を受け取ります。

- ⑤ 終活支援優良事業者は、契約に基づき事務を実施します。

・市は、死後事務の実施を確認します。

## (2)対象者

静岡市内に住所を有する原則65歳以上で、頼れる親族がいない方

## (3)利用料金

- ・静岡市のサポートは無料
- ・預託金など、死後事務委任契約に伴い発生する費用は利用者の自己負担
- ・預託金は、“もしも”のときまで、何年間でもお預かりします。
- ・自己負担額は、あなたの契約内容によって異なり、上限額はありません。

【次頁あり】

#### (4)連携協定の締結

エンディングプラン・サポートの開始にあたり、「静岡市と終活支援優良事業者」、「静岡市と静岡市土地等利活用推進公社」との間で、それぞれ事業実施に関する連携協定を締結します。

#### (5)その他

- ・ 終活にあたっては、お住まいの家の行く末をどうするかといった問題も避けては通れません。お困りの場合は、静岡市が公社とともに、お住まいの家・空き家に関する皆さんの悩みをお聞きし、利活用方法の提案や売却・賃借等を支援します。
- ・ 預託金は、終活に関する本人の思いや生活状況等を確認し、足りなくなることはないよう所要の経費を算出します。余った場合の対応も、本人の思い・考えを事前に確認しておき、必要な手続きをとります。

### 参考:その他の「未来のあんしんに向けた取組」の概要

#### 1 終活情報の登録・伝達(2025年4月～)

高齢者の皆さまから終活情報(緊急連絡先等)をあらかじめ市に登録してもらい、事故や病気等、“もしも”のときに自身で意思表示ができない場合には、事前に本人から指定された人や医療機関等からの照会に応じ、市が本人に代わりその終活情報を伝えることで、本人の意思に沿った対応ができるようにしました。

<登録状況>(2025年9月末現在)

葵区 7件、駿河区 2件、清水区 5件、計 14 件

#### 2 現金/不動産の生前寄附・遺贈寄附による次世代を担う人々の子育て・教育等への支援、文化財・まちなみ保存への支援(2024年12月～)

自らの財産(現金/不動産)を次の世代のために使ってほしいという思いに応え、静岡市の未来を担う若者や子育て世帯への支援、古き良きまちなみの保存などに活用していきます。

<不動産の寄附に関する相談件数>(2025年9月末現在) 8件

これらの3つの取組は、それぞれ単独での利用も、それぞれを組み合わせでの利用も可能です。皆さまの事情に応じてご利用いただけます。まずは、担当課にご相談ください。

担当:保健福祉長寿局 地域支え合い推進部  
安心感がある温かい社会推進課(054-221-1598)

# 未来のあんしんに向けた取組 ～終活を通じて、誰もが安心して過ごせるまちへ～

**未来への疑問...**  
元気なうちに、“もしも”の準備をしたいけど、何から始めればいいのか...

**未来への不安...**  
“もしも”のとき、家族に負担をかけたくない... 独り身で、亡くなってから、事業者と契約したとおりの対応がされるか不安...

**未来への希望...**  
“もしも”のときは、自分の財産を若い世代のために使ってほしい...

## 未来のあんしんに向けた3つの取組

取組開始:  
2025(令和7)年4月～

### 終活情報の登録・伝達

(本人情報の事前登録により、“もしも”のときに備える)

**シニア世代** 本人の“もしも”のとき

事前登録

静岡市

アレルギー情報  
かかりつけ医  
緊急連絡先  
遺言の保管先

問合せ

病院  
警察  
救急

本人が指定した人

以下の情報を市が保管し、本人が倒れた場合や、お亡くなりになったときは、関係機関や指定した人からの照会に応じて、以下の情報を開示する

- ・本籍
- ・緊急連絡先
- ・かかりつけ医
- ・アレルギー情報
- ・お墓の場所
- ・遺言書の保管場所 など

**【意義】**(シニア世代の“不安”を支える)

- ・事故や病気などで意思表示ができなくなった場合でも、登録された情報をもとに、本人の意思を伝えられる。
- ・自らが亡くなったとき向け、遺言書の保管場所など、通常自治体が把握していない情報も、事前に登録できる。

取組開始:  
2025(令和7)年11月～

### エンディングプラン・サポート

(葬儀・納骨、家財処分など死後事務の実施を確認)

生前に契約

シニア世代

終活支援優良事業者

預託金の引き渡し

静岡市土地等利活用推進公社

預託金の支払

利用の相談

静岡市 全体の流れを見届け

終活支援優良事業者が実施

死後事務

- ・葬儀・納骨
- ・家財処分
- ・電気やガスなどの停止
- ・施設や入院費用の清算 など

生前に本人が結んだ死後事務委任契約の履行を確認する

- ・預託金は静岡市土地等利活用推進公社が管理
- ・本人の死後、終活支援優良事業者は、静岡市土地等利活用推進公社から預託金を受け取り、契約に基づく事務を実施する
- ・市は、一連の事務が実施されることを見届ける

**【意義】**(シニア世代の“最期”を支える)

- ・市、終活支援優良事業者及び公社が連携して市民の終活をサポート
- ・市の基準を満たし認証を受けた終活支援優良事業者が死後事務を実施
- ・市の外郭団体である公社が預託金を確実に管理
- ・契約内容が本人意思に基づくことを明らかにするため、契約書を公正証書で作成
- ・市民の思いを実現できるよう、市が終活相談に対応、全体を見届け

取組開始:  
2024(令和6)年12月2日～

### 次世代につなぐ、あなたの思い

(寄附による次世代を担う人々の子育て・教育等への支援)  
(寄附による文化財・まちなみ保存への支援)

金融機関

日本承継寄付協会

現金

遺贈手続き支援

寄附希望者

相談・寄附

静岡市

不動産

子育て支援及び教育振興基金  
文化財及び歴史的まちなみ保存活用基金

本人の意思/遺志に沿った資産活用  
(若者への住まいの提供等)

(一財)土地等利活用推進公社

基金に積立て、子育てや教育の取組、文化財保存等に活用する

**【意義】**(次の世代に向けた“思い”を支える)

- ・本人の意思/遺志を、子育てや文化財保護などの次の世代に引き継ぐために活用できる。
- ・現金だけでなく、不動産も寄附対象とすることで、子育て世帯や若者向けの住まいに有効活用できる。

次世代へつなぐ



# 令和7年度 終活支援事業の周知について

参考資料2

媒体	概要	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
エンディングノート (地域包括ケア推進課)	医療・介護専門職を通じ配布 市、3区終活相談窓口、地域包括支援センターに配架	→											
市広報紙	4月:終活情報の登録・伝達 11月:エンディングプラン・サポート	● 終活情報の登録・伝達							● エンディングプラン・サポート				
ラジオ (S-Wave)	4月:終活情報の登録・伝達 12月:エンディングプラン・サポート	● 終活情報の登録・伝達								● エンディングプラン・サポート			
市ウェブサイト	4月~:高齢者の終活支援 (終活情報の登録・伝達、ノート、認証事業) 11月~:エンディングプラン・サポートを追加	→ 終活情報の登録・伝達、エンディングノート、優良事業者の認証								→ エンディングプラン・サポート			
区役所デジタルサイネージ	7月~8月、各区にて市役所からのお知らせとして放送				→								
リーフレット (参考資料3)	市、3区終活相談窓口・市民相談室、地域包括支援センター、生涯学習施設や図書館等に配架									→ 体験談の掲載			
市政出前講座	「安心できる終活のために」 職員が随時対応 令和7年度は1件 (葵区大岩S型デイサービス)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	→

## 【その他】

- ・ 会合等(※1):地域包括支援センター全体連絡会・随時圏域ごとの勉強会、ケアマネット協会総会、民生委員児童委員協議会理事会(各区)等
- ・ 紙媒体:静岡市高齢者福祉サービスのしおり、介護保険のご案内(介護保険被保険者証の送付)
- ・ イベント等:行政書士広報月間、空き家に関するワンストップ相談会
- ・ 報道:市長定例記者会見(令和7年10月21日)、静岡新聞・朝日新聞・福祉新聞への掲載、テレビ報道(NHK、日本テレビ)
- ・ その他:市内居宅介護支援事業所あて同報メール、視察対応(※2)

(※1)会合等

【内訳①】依頼を受け講師派遣したもの(R7.4.1~R8.2.28)

依頼元	会合名	日程	対象	内容
清水区有度ケアマネ連絡会	有度圏域 ケアマネジャー勉強会	令和7年6月	ケアマネジャー約35人	終活全般
清水区蒲原由比地域包括支援センター	蒲原圏域 勉強会	令和7年8月	ケアマネジャー、民生委員 約60人	終活全般
駿河区大里中島地域包括支援センター	大里中島圏域 地域ケア会議+勉強会	令和7年9月	民生委員、自治会、地区社協、 ケアマネジャー 計約20~30人	終活全般
清水区松原地域包括支援センター	松原圏域 ケアマネジャー勉強会	令和7年10月	ケアマネジャー約40人	終活全般
【市政出前講座】 葵区大岩S型デイサービス	S型デイ大岩3丁目 ふれあい大在家の里	令和7年10月	一般市民29人	終活全般
葵区城東地域包括支援センター	城東圏域 ケアマネジャー勉強会	令和7年11月	ケアマネジャー約35人	終活情報の登録・ 伝達
葵区千代田地域包括支援センター	千代田圏域 勉強会	令和7年12月	一般市民、ケアマネジャー 計39人	終活全般
静岡手をつなぐ育成会	静岡手をつなぐ育成会 シニアカフェ	令和7年12月	障がいを持つ子の介護者16人	終活情報の登録・ 伝達
駿河区大里高松地域包括支援センター	大里高松圏域 勉強会	令和8年1月	地域包括支援センター約35人	終活全般
由比倉澤シニアクラブ	由比倉澤シニアクラブ	令和8年1月	シニアクラブ約20人	終活全般
葵区安西番町地域包括支援センター	社会福祉法人 静和会 地域包括支援センター勉強会	令和8年1月	地域包括支援センター約30人	終活全般
葵区城東地域包括支援センター	安東地区民生委員児童委員協議会	令和8年2月	民生委員 34人	終活情報の登録・ 伝達

(※1)会合等

【内訳②】当課から周知のため説明したもの(R7.4.1~R8.2.28)

会合名	日程	対象	内容
地域包括支援センター全体連絡会	令和7年4月	地域包括支援センター約30人	終活情報登録・伝達
ケアマネット協会総会	令和7年6月	ケアマネジャー約50人	終活情報登録・伝達
民生委員児童委員協議会	令和7年11月	各区民生委員児童委員協議会	終活全般、エンディングプラン・サポート
自治会連合会	令和7年11月	各区自治会連合会	終活全般、エンディングプラン・サポート

令和8年度は新たに

- 終活に関連する個別のテーマに主眼を置いた講座や研修の実施を計画
- 住宅政策課空き家対策係と協働し、市政出前講座やイベント等における連携した対応を実施予定

## (※2)視察対応

【内訳】(R7.4.1~R8.2.28)

団体名	日程	対象	内容
兵庫県姫路市議会議員	令和7年5月	姫路市議会議員(改革無所属の会)1人	終活支援事業全般
第二東京弁護士会	令和7年7月	第二東京弁護士会4人	終活支援優良事業者の認証
東京都江東区議会議員	令和7年7月	江東区議会議員(維新・国民・共生クラブ)1人	終活支援事業全般
大阪府松原市議会議員	令和7年8月	松原市議会議員(公明党)3人	終活支援事業全般
国立国会図書館	令和7年10月	国立国会図書館職員1人	終活支援優良事業者の認証
兵庫県姫路市議会議員	令和7年10月	姫路市議会議員(厚生委員会)10人	終活支援事業全般
福岡県北九州市議会議員	令和7年10月	北九州市議会議員(保健福祉委員会)12人	終活支援事業全般
東京都八王子市議会議員	令和7年10月	八王子市議会議員(公明党)5人	終活支援優良事業者の認証
東京都府中市議会議員	令和7年10月	府中市議会議員(府中・生活者ネットワーク)5人	終活支援優良事業者の認証
石川県金沢市議会議員	令和7年10月	金沢市議会議員(公明党)1人	終活支援優良事業者の認証
埼玉県所沢市議会議員	令和8年1月	所沢市議会議員(健康福祉常任委員会)9人	終活支援事業全般
岐阜県各務原市議会議員	令和8年1月	各務原市議会議員(公明党)3人	終活支援事業全般
日本司法書士連合会	令和8年2月	日本司法書士連合会4人	終活支援優良事業者の認証

「終活」は自分らしく生きるための大切な一歩です

# 「終活」について 考えてみませんか？

静岡市では、高齢者の皆さんの“もしも”のときの疑問や不安に寄り添い、誰もが安心して過ごせるまちになるよう、「未来のあんしんに向けた取組」を進めています。

これからの人生を豊かにしていくために、まずは一歩、「終活」について考えてみませんか？



静岡市

## なぜ今、「終活」？

静岡市では高齢化が進行しており、要介護認定者や認知症高齢者が増加しています。ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯も増加しているなかで、できるだけ元気で自立して過ごせるよう、健康づくりや介護予防に取り組むことが重要です。

あわせて、これからの人生を豊かに、自分らしく生きるためには、元気なうちから“もしも”のときに備えることも大切です。

「終活」について、まずは一步考えてみませんか？

## こんな不安や疑問はありませんか？

大きな病気をして、  
将来のことに不安がある…

頼れる家族がない…

家財道具がいっぱいで、  
整理や処分に困っている…

自分の後に家や土地を  
管理する人がいない…

自分の後にお墓を管理  
する人がいない…

延命治療などの医療の希望は  
どこに示せばいいの？

沢山の不安や疑問を、  
「終活」に取り組むなかで、  
一緒に1つずつ解消して  
いきましょう！

静岡市の「終活」の  
取組はこの中！



## 「終活」って？

終活、それは自分らしく生きるための大切な一歩です。

「終活」という言葉から、あなたはどんな事を思い浮かべますか？



葬儀の事前準備、お墓の購入、遺言書の作成、身の回りの事や、持ち物の整理といった旅立ちのときや、その後のことを「生前に準備すること」



延命治療や緩和ケアなど「人生の最終段階における医療」や、介護が必要になったり、認知症になったときのことを決めておくなど、これからを「安心して過ごすために備えること」



趣味や旅行、家族や友人との時間を楽しむなど、これからの人生を「自分らしく充実して生きること」

これらの様々なことが包括されて  
「終活」と呼ばれています。

誰もが必ず向き合う、生老病死。

人間は年を取り、衰えていき、最後には旅立ちを迎えます。

今「旅立ちのその瞬間に立っている」と、想像してみてください。

そして、そこから「今のあなた」を振り返ってみてください。やっておきたい事、やっておかなければいけないと思う事はありませんか？

それを実際にやっておく事を、私たちは「終活」と呼んでいます。

## 終活に取り組んだ方から寄せられた声

- ・ 事前に終活しておくことで安心感が高まり、ほっとした。家族のために、これからも健康でいたい。(70代男性)
- ・ エンディングノートで自分のこれからを考えることができた。(40代女性)
- ・ 母親に将来介護が必要になったときの流れがわからず不安だったが、相談窓口がわかったことで安心できた。(50代夫婦)



「終活」を始めるきっかけに

## エンディングノート



あなたのこれまでやこれからについて思いを整理したり、  
あなたの思いを家族や大切な方に伝えるためのノートです。

「終活」を進めるための記録を残すことができるとともに、  
さまざまな相談先が掲載されています。

あなたに何かあったときに備えて、ご家族や大切な方が、さまざまな判断や  
手続きをする際に必要な情報を残しておきましょう。

また、かかりつけ医がいる場合や介護・福祉サービスを利用している場合は、  
医療や介護・福祉の専門職にもあなたの思いを伝えましょう。

### どんなことを書くの？

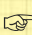
- あなたの基本情報
- これからの人生を豊かにするために（自分史）
- “もしも”のときの医療・介護の希望
- 大切な人へのメッセージ
- “もしも”のときの葬儀・お墓の希望
- 資産・遺言・相続について など

ノートを活用して、ご家族や  
医療・介護従事者と実際に  
話し合うことも重要です！



### 配布場所は？

- 地域包括ケア推進課（静岡市役所静岡庁舎新館 14 階）
- 各区終活相談窓口
- 各地域包括支援センター

エンディングノートのダウンロード、書き方について  
の動画はこちらから（静岡市 HP）



家族に負担をかけたくない…  
不安をまるごと相談したい

## 終活支援優良事業者の認証

終活を行うにあたって、身寄りのない方や、ご自身や家族だけでの対応に不安を感じる方は、**専門的な知識やスキルを持つ事業者を利用**することが有効です。

しかし、事業者に勧められるままにサービス（※）を追加して思ったより高額な契約になってしまった等のトラブルが発生しています。

また、地域包括支援センターに、市民の皆さんから終活支援事業者の紹介を求める問い合わせが多く寄せられるようになりました。

**皆さんが安心して終活に取り組むためには事業者の質の保証に行政が関与することが必要**と考え、静岡市では**優良な事業者を認証**しています。

※サービスは、事業者が行う次の2つをいいます。

- 生前事務サービス（日常生活のサポート・安否確認・身元保証 など）
- 死後事務サービス（葬儀・納骨・家財処分・病院や福祉施設の費用清算 など）

### 認証の基準は？

皆さんが安心して利用できる終活支援優良事業者が有すべき3項目を設定しています。

- 組織運営：事業運営の健全性や継続性等に係る項目
- 契約の締結・履行：契約時の丁寧な説明や利用者の判断能力が不十分になったときの取扱い等に係る項目
- サービスの管理：適正なサービス提供や質の確保のための管理等に係る項目

（詳細は市HPからご確認ください。）

### 認証された事業者は？

静岡市終活支援優良事業者の情報は  
市HPに掲載しています👉



お問合せ先👉 **安心感がある温かい社会推進課 ☎221-1598**

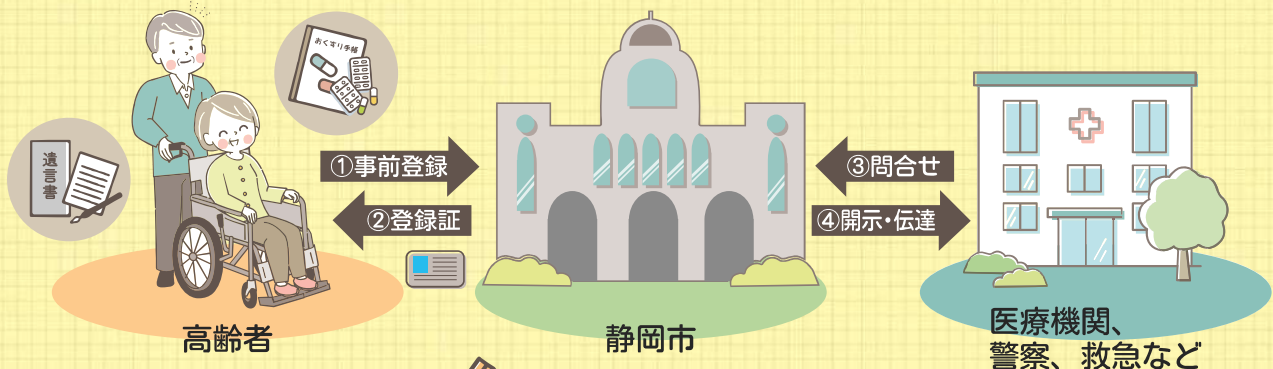
# 未来のあんしんに向けた取組

自分の意思や希望を確実に伝えたい

## 取組 1

### 終活情報の登録・伝達

緊急連絡先やかかりつけ医などの「本人情報」を事前に市に登録し、病気や事故などで意思表示できなくなった時やお亡くなりになった時に、医療機関や救急（消防）、警察などのほか、事前に指定された方からの問い合わせに応じ、市があなたに代わり、それらの情報を伝達します。



#### 登録できる情報は？

- 緊急連絡先（登録には相手方の同意書が必要）
- かかりつけ医・処方薬・アレルギー情報・手術歴・既往歴
- 遺言の保管場所・エンディングノートの保管場所
- 葬儀や遺品整理の生前契約先・お墓の所在地 など

※すべてを登録する必要はありません。



対象者は？ 原則 65 歳以上の静岡市民

### S 救セット



緊急連絡先やかかりつけ医、服薬等の情報を記した緊急連絡カードを筒状容器に入れ、冷蔵庫内に保管しておくことで、病気やけがであなたに意識がなくてもその情報が確認でき、医療機関への引き継ぎや緊急連絡先への連絡に役立てられます。



対象者は？

65 歳以上の静岡市民で、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、日中又は夜間に高齢者のみになってしまう世帯の方 など

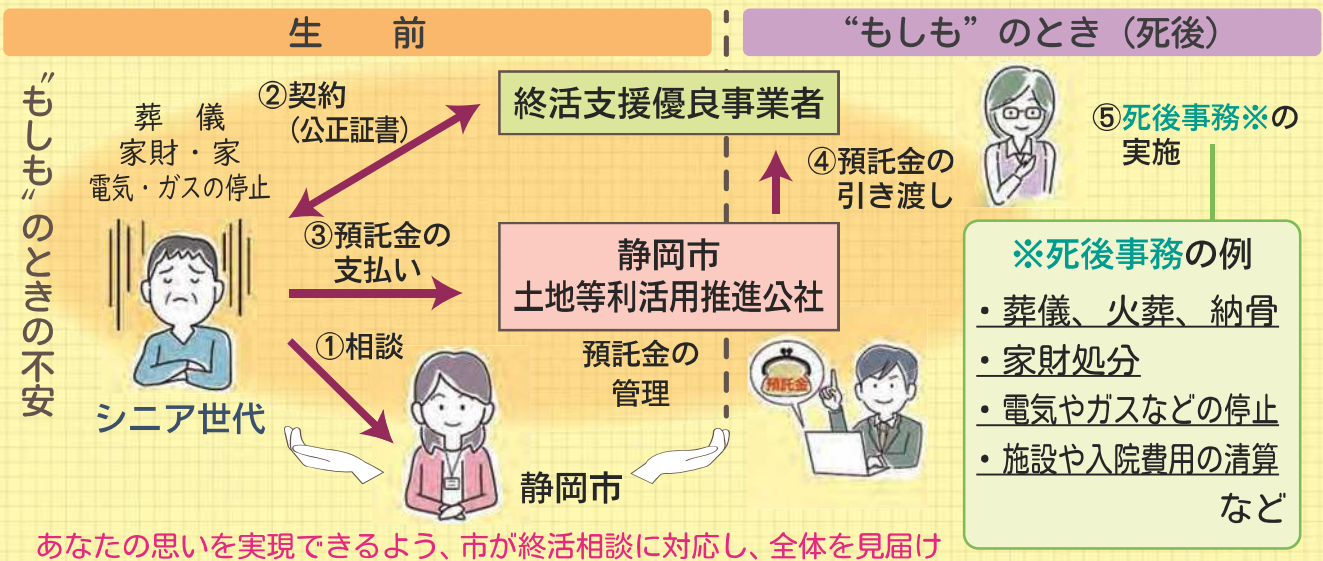


頼れる親族がない…  
“もしも”のときの不安には

## 取組 2

# エンディングプラン・サポート

あなたが終活支援優良事業者と締結する契約（葬儀、家財処分など死後事務に関するもの）に関して、市が、「事業者による死後事務が終了するまでの一連の過程」を見届けるなどのサポートを行い、あなたの未来のあんしんを高める取組です。



### 対象者は？

原則 65 歳以上の静岡市民で、頼れる親族がない方

### 利用料金は？

終活支援優良事業者に支払う預託金等、契約に伴い発生する費用は自己負担  
また、必要な場合は遺言作成に要する費用が発生します。

お問い合わせ先 安心感がある温かい社会推進課 ☎221-1598

## 取組 3

# 現金・不動産の生前寄附・遺贈寄附

自らの財産を、市の未来を担う若者や子育て世帯、古き良きまちなみ保存などのために活用してほしいというあなたの思いをサポートします。



現金の寄附



不動産の寄附

お問い合わせ先 財政課 資金係 ☎221-1536

# 相談窓口

## 終活相談窓口

各区高齢介護課

- 葵区（葵区役所 2階 11番窓口） ☎ 221-1089
- 駿河区（駿河区役所 2階 26番窓口） ☎ 287-8678
- 清水区（清水区役所 1階 7番窓口） ☎ 354-2162
- 蒲原出張所（蒲原支所 1階 4番窓口） ☎ 385-7790

## 相続や遺言に関する相談

専門家（弁護士・司法書士等）による無料相談 ※予約制

- 葵区市民相談室 ☎ 221-1053
- 駿河区市民相談室 ☎ 287-8698
- 清水区市民相談室 ☎ 354-2036

## 住まいの終活に関する相談

空き家なんでも相談窓口

住宅政策課内 ☎ 221-1192

## 市営墓地・納骨堂に関する相談

戸籍管理課 霊園・斎場係 ☎ 221-1297

**市営墓地**

- 愛宕霊園
- 沓谷霊園
- 沼上霊園
- 清水大平山霊園※

**市営納骨堂**

- 愛宕霊堂

※清水大平山霊園の墓じまい等のご相談は  
清水区役所地域総務課 区民生活係  
(054-354-2361) まで

## 静岡市への寄附・遺贈に関する相談

財政課 資金係 ☎ 221-1536

どこに相談するか迷うときは、安心感がある温かい社会推進課にご連絡ください。  
必要に応じて、適切な機関をご案内します。

**静岡市役所保健福祉長寿局 地域支え合い推進部**

**安心感がある温かい社会推進課**

☎ 054-221-1582 FAX: 054-221-1577

